

事業計画書に対する知事意見書

5資第152-2号
令和5年(2023年)10月12日

株式会社大島グリーン開発
代表取締役 大島 寛二 様

長野県知事 阿部 守一

令和4年8月23日付けで提出のあった事業計画書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第44条第1項の規定による意見は次のとおりです

1 提出のあった事業計画書 (産業廃棄物処分業新規許可)

廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県伊那市西春近5986番地	
廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設(破砕施設)	
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	破砕する産業廃棄物 木くず 特別管理産業廃棄物を除く。	
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	4.32t/日(0.54t/h:8時間稼働)	
変更の概要	新	旧

2 知事意見

対象周辺地域の生活環境の保全に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
合意形成の方法に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
その他知事が必要と認める事項についての意見	特にありません。